中心市街地再活性化施策の推進

公共交通機関の利用者の利便性の向上及び特定事業の推進に資する事業

- I 地方単独事業に対する支援
 - (1) 中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。

(2) 中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。

【対象となる施設整備の例】

- ・集客力を高める施設の整備(市民広場、ホール、駐車場等)
- 地域の産業の振興に資する施設の整備(展示施設等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備 (ポケットパーク等)
- 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所等)

Ⅱ 情報通信基盤の整備等に対する支援

(1)地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援する。

平成20年度予定額:34億円

(2) 地域情報通信基盤整備推進交付金

地域の特性に応じた情報通信基盤を整備する地方公共団体等に対し、有線・無線を問わない幅広い施設・設備を対象として支援を行い、地域間の情報格差(デジタルディバイド)を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

平成20年度予定額:62億円

(3) 地域ICT利活用モデル構築事業

地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安心・安全の確保等、地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化とその成果を踏まえたICT利活用の普及促進を図る。

平成20年度予定額:18億円